
種 別： 論説

タイトル： R・M・ヘア『道徳の言語』における倫理学説の再検討

著 者： 富田 絢矢

所 収： 『上智法学論集』第63巻1号（令和1年7月）87-104頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

R・M・ヘア『道徳の言語』における倫理 学説の再検討

富田 絢矢

序 論

第一節 原則の決定についての議論

第二節 価値語の意味にまつわる議論

第三節 普遍化可能性テーゼ

第四節 引用符付きの使用にまつわる議論

結 論

序 論

イギリスの倫理学者R・M・ヘア（1919-2002）は、「よい」「べき」「正しい」といった価値語の分析をもとに価値判断は普遍化可能であるとし、さらにこの普遍化可能性をもとに一種の功利主義を提唱したことで知られ、その代表作には、『道徳の言語』（1952）（以降「LM」と略記する）、『自由と理性』（1963）、『道徳的に考えること』（1981）がある。

これら三つの著作を通してヘアの問題関心は少しずつ変化しており、それに伴って取り扱う主題やその取り扱い方にも微妙だが重要な変化が見られる。にもかかわらず、従来のヘア研究はこのことに十分な注意を払ってこなかった。特に言えるのは、『自由と理性』以降の「後期」⁽¹⁾ 著作ばかりが関心を集め、LMは、それら後期著作の内容と重なり合う最小限の範囲でしか取り上げられてこなかったことである⁽²⁾。

(1) 佐藤岳詩は、ヘアがメタ倫理学理論を構築する時期を「前期」、それに基づいて功利主義や二層理論を論じる時期を「後期」と分類している（佐藤 2012: i-iii）。

これには、どんな行為が不正かという倫理学の正統な関心事をめぐってヘアが本格的に論じるのは後期著作においてであるという事情があるだろう(内井 1994: 346)。けれども、後期著作でのそうした規範的議論は、LMにおいて独自に展開されている議論を前提としなくては正確に理解できないはずである。

例えば、『自由と理性』においてヘアは、LMで確立した価値判断の「普遍化可能性」を根拠として、価値判断を下す際私たちは、あらゆる他人の立場に立って、彼らの利益を自己の利益と同様に尊重しなければならないとする(Hare 1963: Ch. 6-7)。しかしヘアのこの主張に対しては、普遍化そのものはそうした他人への配慮を必ずしも含まないとの批判が為されてきたのであり(Mackie 1990: 83-102 (119-149); Nagel 1988)、これこそがヘア倫理学の問題点だとされる(Singer 1988: 147)⁽³⁾。

LMでの議論に基づけば、この批判に対して応答することは可能であると筆者は見ている。後述するように、LMにおいてヘアは、価値判断を下すとは原則を決定するということであり、私たちが原則を決定するのは、自分のためだけでなく他人のためでもあるはずだから、価値判断には普遍化可能性があると論じているのである。

他人の立場に立つべき理由を論じることは、正義論の文脈でも重要である。例えば、社会制度の選択において私たちはなぜ「無知のヴェール」を被らなければならないのか、というJ・ロールズに対する有力な批判は(永井 2003: 191-195; Kukathas & Pettit 1990: 102-103 (155-157))、ヘアに対する上記

(2) こういったアプローチとして、成田 1987、佐藤 2012がある。LMの内在的解釈と呼ぶうるのはおそらく内井 1968 だけだが、後述するLMの複雑な議論構造を明確にしているとは言えない。また、LMに対する批判としてToulmin 1954やFoot 1958があるが、LMにおける議論をまったく誤解しており、噛み合っていない。その他LMを取り扱うものには、実存主義と比較検討するHarman 1977がある。

(3) 本稿ではこの問題そのものには立ち入らない。なお、この批判に対し佐藤は、『道徳的に考えること』や晩年の著作*Sorting Out Ethics* (1997)に基づき、そうした規範的議論は普遍化可能性のみに依拠して展開されているのではなく、判断の「合理性」をも前提としているのであり、飛躍を含まないとしてヘアを擁護している(佐藤 2012: 130-133)。これら著作の解釈はともかく、合理性そのものは他人に配慮すべき理由にはならない、というのが筆者の考えである。

批判と本質的には似ている。

ともあれ、LMにおける、普遍化可能性の根拠を示す上記の議論が見逃されてきた大きな要因は、LMでは本全体の構造が示されないばかりか議論の運びも親切でないために、全体を通してどういう議論になっているのか理解されなかったことだと思われる。

したがって本稿は、LMが取り扱う、①原則の決定、②価値語の意味、③普遍化可能性、④価値語の引用符付きの使用という四つの主題についての議論が、いずれも、私たちは原則決定のプロセスをもち、価値判断とはこのプロセスの言語的手段であるというテーゼ（以降〈原則の決定テーゼ〉と呼ぶ）と密接な関係にあることを、第一節～第四節で順に明らかにする。これらを通して、LMがこの〈原則の決定テーゼ〉を中心として構造的に成り立っていることを明らかにする。

この作業は現代メタ倫理学との関係においても一定の意義をもつ。M・シュレーダーは、LMが含んでいる価値語の意味分析は、いわゆる「フレーゲ＝ゲーチ問題」⁽⁴⁾に直面するのであり、LMにおける倫理学説はこの問題を克服すべく登場した「表出主義」によって淘汰されたとする（Schroeder 2010: 65, 106）。しかし、本稿が結論するように、LMの中心的テーゼがあくまで〈原則の決定テーゼ〉であるとするなら、仮にその意味分析が言語哲学的・論理的に不完全であったとしても、それはLMにおける倫理学説が擁護不可能であることを必ずしも意味しないのである。

第一節 原則の決定についての議論

本節では、LMで行われている「原則の決定」を主題とする議論について論じる。この議論は、実践的推論、行為論、目的、の三つの観点からの議論に整理できるので、それぞれ（一）～（三）で順に見ていく。一連の考察か

(4) 本稿ではこの問題には立ち入らない。フレーゲ＝ゲーチ問題とは簡単に言えば、非認知説による意味分析が、真理条件的意味論を拒否するために、私たちが意味分析に求めるはずの要件を満たさないという問題である（Schroeder 2010: Ch. 2-3）。LMに対するこの文脈での批判としては、Searle 1962、Castañeda 1963、井上 1986 がある。

ら、この議論は、私たちが原則決定のプロセスをもつことを三つの観点から論じるものであり、〈原則の決定テーゼ〉を支持するための議論であると結論するつもりである。

(一) 実践的推論の観点からの議論

この議論は二つの前提から出発する。一つは、私たちの実践的推論は三段論法のかたちをとっているということである。もう一つは、命令法の文だけが、名宛人がそれに賛同することによって名宛人の行為を導くということである(LM: 19-20(27))。これらの前提からヘアは、実践的推論の機能が行為を導くことだと認めるならば、その推論の大前提である原則は、「事実的な小前提と連言させると『これこれのことをせよ』という』個別の命令法文を演繹できる種類のものでなければならない(LM: 39(55))と言う。そして、そのような原則とは、「すべてのこれこれの状況では、これこれのことをせよ」という「普遍的命令法文(universal imperative)」であるはずである。

以上を踏まえて、ヘアは、およそ実践的推論における原則は「自明」ではありえないことを論じるべく、道徳的推論における原則が「自明」だとする倫理学説のモデルを「デカルト的」と呼び、これを批判していく。例えば、「決して偽りを言うな」という原則は、本来、容易に賛同できるものではない。私たちが真実を言うべきか迷う場面があるならば、私たちは他ならぬその原則を疑っているのである(LM: 39-41(55-57))。

デカルト的モデルを維持するために、道徳的推論を演繹よりも「緩い(loose)」⁽⁵⁾ものと捉える立場がある。この立場に立てば、「決して偽りを言うな、これは偽りである。しかし、それを言いなさい」という判断は可能となる。しかしながら、この立場は誤りに基づいている。私たちは原則を、たまにであれば違反してもよいものと考えていないはずである。だからこそ、偽りを言うべきかを迷うとき、私たちは、「一般的な事例と区別すべき要素がこの事例にはあるだろうか(LM: 52(71))という仕方で、その場合を例外として取り扱うかどうかを考える。

(5) ヘアは、「緩い」「きつい」という表現を、推論(推論規則)にも、原則にも用いる。

ヘアによれば、原則に例外を設けることは、推論に緩さを持ち込むこととは全くの逆である。例えば、「決して偽りを言うな」という原則をもって出発し、「ただし、戦時に敵を欺くためにはこの限りではない」という例外を設けたとしよう。このとき、原則は以前よりも「むしろきつくなる。以前は、大雑把な一つの事例種別があるだけで例外の可能性が開かれており、私たちが自分自身で決定しなければならなかったが、いまや、態度が統御されるようになる」(LM: 53(72)) からである。

デカルト的理論の根本的な誤りは、「まさしく道徳の本質である要素を、行為をめぐる私たちの思考から閉め出していることである。その要素とは、決定 (decision) である」(LM: 54-55(74))。したがって、このプロセスを「推論 (inference)」と呼ぶことは誤解を招きかねない。偽りの例で言えば、「もし偽りを言うなら彼は原則を破ることになるのに対して、もし真実を言うなら原則を守ることになるという点に、推論というものは成立している。[……] 彼に残されたことは、推論では全くなく、[……] 原則を変えるかどうかを、決定することである」(LM: 55(75))。換言すれば、私たちは、「原則を守って修正を拒否するか、それとも、原則を破って、例外の種類を認めることにより原則を修正するかを、決定しなければならない」(LM: 54(74))。行為をめぐるこの一連のプロセスのことを、ヘアは「原則の決定 (decision of principle)」と呼ぶ。

(二) 行為論的観点からの議論

以上では、原則をめぐるプロセスは、自明なものから演繹するというものではなく、原則の側を改良していくものだと言われた。続いてヘアは、すべての行為選択はこの原則決定のプロセスに基づいていると論じる。このことには二つの根拠があると言う (LM: 60(82))。

第一に、私たちの行為選択には、運命に身を委ねるという意味で気まぐれなもの一つとして存在しないからである。ヘアは、原則などもつ必要が全くなさそうに思える「千里眼氏」(可能な選択肢と結果のすべてを見通す特殊能力をもつ男)の仮想例で考えてみると、彼でさえ原則の決定をせざるをえないことがわかると言う。

私たちが千里眼氏に、彼のある行為選択について、「なぜその行為を選択したのですか」と質問するとしよう。二通りの回答が考えられる。一つは、「これこれの結果を求めてそうしました」というものである。この回答は、千里眼氏が、「これこれの結果を生じさせるようにせよ」という原則を適用したか新しく作ったことを端的に示している(LM: 58-59(80-81))。

もう一つのありうる回答は、「理由などありません」である。ところが、千里眼氏がこのように回答する場合でさえも、彼の行為選択は実際のところは何らかの原則の決定に基づいていたのだとヘアは言う。千里眼氏は選択肢の結果を把握した上で選択している以上、「彼の選択は、結果を少しも考えずにコイントスでした決定が『気まぐれ(arbitrary)』であるのと同じ意味で気まぐれではない」(LM: 58(80))からである。行為選択において、意識的であれ無意識的であれ少しでも結果⁽⁶⁾を考慮する以上、その考慮を小前提とする原則が存在する⁽⁷⁾。

すべての行為選択が原則決定に基づいていることの第二の根拠は、私たちは千里眼氏のように選択肢の結果を直観的に把握できないからこそ、千里眼氏でさえもつ類の原則に加えて、「予測の原則」⁽⁸⁾をもつということである。予測の原則とは、「あれよりもこれをしなさい。そうすれば、その結果を君が知っていたら選ぶであろうような結果に、一番なりそうである」(LM: 60(82))という原則である。

これら二つの根拠から、ヘアは、「完全に気まぐれな決定というものが仮にあるならばそういうものを除いて、すべての決定はある程度まで、原則の決定である」(LM: 65(88))と結論する。

(6) この議論で「結果(effect)」という言葉は、「開かれている選択肢のいずれかを行うなら、どんなことを行うことになるかということ」(LM: 56(77))を意味し、いわゆる「帰結(consequence)」を意味するのではない。ここでの「結果」は、義務論に立つ場合でさえ考慮せざるを得ないような結果のことである。

(7) したがって、LM第四章冒頭の、「第一の要素〔原則の大前提〕は少なくとも理論的には無くてもよい」(LM: 56(77))という一節には、語弊がある。

(8) 「予測の原則」という名前は、これが認知的営為における原則だという誤解を招きかねないが、これはあくまで行為の原則である(LM: 59(81))。

（三）原則の決定をする目的

次に、私たちが原則決定のプロセスをもつことを、目的の観点から論じる議論を見よう。この議論では、もし原則決定のプロセスを私たちがもたないなら、私たちは学ぶことができないと論じられる。生きていくために、私たちは最低限、自己の経験から学び続けなければならない。ただ、ゼロから自力で学ばなくとも、私たちはまず、他人から学ぶことができる。そして、「何かをすることを学ぶということは、決して個々の行為をすることを学ぶことではない。それはいつでもある種の状況においてある種の行為をすることを学ぶことである」(LM: 60(83))。したがって、私たちが原則をもたないなら、他人から学ぶことは不可能である。

さて、「実践の上では、人から人へ教えられる分量には限度がある」(LM: 61(84))。この限度を超えれば、私たちは自力で学ぶ必要がある。ヘアによれば、学びとは本質的に、「実験」を重ねる試行錯誤である。「私たちが実験によって、ある原則に従うならある結果をもたらし、その原則を修正するならある別の結果をもたらすということを学んでいるならば、私たちが求めようと決めた結果をもたらすいずれのかたちの原則でも、私たちは採用する」(LM: 62(85))。この、学びの本質的な仕組みは、私たちが原則決定のプロセスをもたないなら成り立ちえない。

他人から学ぶということも、自分がする原則の決定に基づいている。私たちは、自分がまず他人の忠告を受ける決定をした上でなければ、「自分の原則を他人が代わりに決めることはできない」(LM: 70(95)) のである。

第一節をまとめよう。原則の決定についての議論においては、私たちが原則決定のプロセスをもつということが、実践的推論、行為論、プロセスの本質的目的の三つの観点から論じられている。したがって、この議論は〈原則の決定テーゼ〉を支持するための議論であると解釈できる。

第二節 価値語の意味にまつわる議論

ヘアによれば、「価値判断」とは「よい」「べき」「正しい」といった「価

価値語」を含む文のことであり(LM: 2-3(4))、したがって、価値判断を下す(make value-judgments)とは、「価値語」を含む文を用いることである。LMでは、こうした「価値語」の意味にまつわる議論が行われている。本節では、この議論も、〈原則の決定テーゼ〉を支持するための議論であることを明らかにする。

ヘアは主に「よい」に焦点を当て、「よい」の意味を「評価の意味」の相と「記述の意味」の相とに分析する。記述の意味とは、対象がどんな性質をもつとき「よい」のかという「判定規準」であり、「よい」の二次的な意味である(LM: 110(146), 114(151))。他方、「よい」の一次的な意味は、この語を用いる目的、すなわち自他に対して何かを勧めるという目的から理解する他ないものである(LM: 103-106(138-141), 117(154-155))。この目的から理解される「よい」の意味が評価の意味である⁽⁹⁾。

ではなぜ、記述の意味が評価の意味に対して二次的であると言えるのだろうか。ヘアはこの主張を次のように正当化する。第一に、評価の意味は、その語を適用する対象の種類にかかわらず一定であるのに対し、記述の意味はすべての場合で異なるからである。そして、このおかげで、まだ判定規準(記述の意味)をもたない対象にも「よい」を用いて判定規準を学んでいくことができる。第二に、私たちは、ある種類の対象の規準を変えるために、評価の意味を使うことができるからである。例えば、自動車開発の技術が向上し、「1950年代の車はどれもよくなかった」と誰かが言うなら、この文は、どんな車がよいかの規準を変えたり、教えたりするために発されている(LM: 118-119(156-158))。

ヘアによれば、「よい」が二次的に記述の意味をもつ理由は、「他の価値語と同様に、私たちが談話において『よい』を用いる目的のうちに見いだされる」(LM: 127(168))。そして、「これらの目的を検討すれば、本書の第一部で論じた事柄〔つまり、原則の決定⁽¹⁰⁾〕が、評価的言語の研究に対してど

(9) 価値語の意味にまつわる議論のうち、ここまでが、いわゆる「意味分析」と呼ばれる議論である。

(10) 「第一部で論じた事柄」が原則の決定を指すことは、文脈や、後に引用する一節(LM: 135(179))との関係から明らかである。

う関連しているかが明らかになる」(ibid.)と云うのである。

私たちが「よい」を用いる目的は何かを勧めることであり、勧めとはそもそも、自他の可能的な選択を導くことであり、そのために自他に対して規準を与えるということである(LM: 129(171))。「よい」が二次的に記述的意味をもつ理由は、「規準を教えるために使われるということが『よい』や他の価値語の目的であるから、そうした語の論理もこの目的に適っている」(LM: 134(177))なのであると説明することができる。

ここで私たちは、「ある種類の対象の長所を判断するための規準を人に教えたり、自分のために決めたりすることは、その種類の対象を選択するための原則を教えたり、決めたりすること」(LM: 134(178))だと自然に言い換えられることに気づく。つまり、価値判断を下すことの目的である勧めとは、原則の決定に他ならないのではないか。

そして、実際、「私たちが『よい』といった価値語を使う脈絡が、[……]原則決定の脈絡であるということを理解すれば、評価の意味の記述的意味に対する関係や、私たちが規準を採用し変更する方法について前章で述べたことには、容易に説明がつく」(LM: 135(179))とヘアは言う。評価の意味が対象の種類にかかわらず一定であるおかげで、私たちは、まだ原則をもっていない類いの選択をする際にも、「よい」を用いて新しく原則を作ることができる。また、評価の意味によって記述的意味を変えられるおかげで、自分が既にもつ原則を修正したり、異なる原則をもつ人によりよい原則を教えたりできる。このように、価値語は、原則決定のプロセスにおいて「言う必要のあることのすべてを表現するのに見事に適している」(LM: 136(180))のである。

第二節をまとめよう。価値語の意味にまつわる議論においては、価値判断を下すことの目的が原則の決定であると理解すれば、すなわち、価値判断は原則決定の言語的手段であると理解すれば、価値語に特有の意味の組み合わせとそれらの機能に、理に合った説明を与えることができると論じられている。したがって、この議論は、〈原則の決定テーゼ〉を支持するための議論として解釈することが可能である⁽¹¹⁾。

第三節 普遍化可能性テーゼ

LMでは、価値判断は「普遍化可能 (universalizable)」であるという、いわゆる「普遍化可能性テーゼ」が打ち出されている⁽¹²⁾。次作である『自由と理性』においてヘアは、価値判断の普遍化可能性は、価値語が記述的意味をもつというトリヴィアルな事実から帰結すると述べているが (Hare 1963: 30(50))、これが明らかに誤りであることは多くの論者によって指摘されてきた⁽¹³⁾。しかし意外にも、前作であるLMにおいて普遍化可能性がどのように論じられているかは、特に問題とされてこなかったのである。本節では、LMにおいてはこのテーゼが別の四つの根拠から導き出されており、それら根拠の一つが〈原則の決定テーゼ〉であることを明らかにする。

普遍化可能性は二段階に分けられ、第一段階については根拠が明示されている。前節で見たように、価値判断を下す目的は、規準を与えることによって自分や他人の可能的な選択を導くことであった。ヘアはこれを根拠として、すべての価値判断は、何らかの「規準」ないし「原則」に基づいていることが論理的に要請されるという意味で、普遍化可能であると論じる (LM: 129(171))。これが第一段階の普遍化可能性である。しかし、価値判断に要請される普遍化はこれで終わりではない。ヘアは、原則が個物 (individuals) に言及する限り⁽¹⁴⁾、価値判断の普遍性は「完全 (proper)」ではない (LM: 175-176(232)) と言うのである。つまり価値判断は、それが基づく原則が個物に言及しないことが要請されるという意味でも普遍化可能であり、これが

(11) 価値語の意味にまつわる議論をめぐっては、ヘアは意味分析を前提として、それが〈原則の決定テーゼ〉を支持すると考えているという読み方と、意味分析と〈原則の決定テーゼ〉が相互を支持すると考えているという読み方とがありうるだろう。筆者は後者の読み方が妥当だと考えている。

(12) なお、LMにおいては、「普遍化可能」ではなく「暗に普遍的 (covertly universal)」と表現されるが、本稿では前者の表現を用いることにする。

(13) この問題点は、普遍化可能性ならびにその規範的含意そのものは支持する論者でさえ、指摘してきた (内井 1974: 24-25; 山内 1991: 91)。

(14) 「変数 (variable)」として個物に言及することは普遍化可能性に抵触しないのであり (Hare 1955)、このことは前提とする。

第二段階である。解釈上の問題は、この第二段階の普遍化可能性については、根拠が明示されていないことである。

しかしながら、LMにおいては、第二段階の普遍化可能性についてもその根拠が暗に示されている。以下では、そうした根拠であると考えうるヘアの議論を三つに整理して提示する。

第一に、判定規準が個物に言及しないことの根拠は、価値判断のいわゆる「付随性 (supervenience)」⁽¹⁵⁾ の議論であると考えられる。二枚の絵 P と Q があったとして、私たちは「『P はよい絵であるが、Q はそうではないという一点を除いて、P はあらゆる点で Q と全く同じである』とは言えない」(LM: 81(108))。私たちの下す価値判断は、対象のもつ性質の差異に付随するのである。重要なのは、ここで言う「性質」が普遍的性質でなければならない (= 個別的性質であってはならない) という点であり、このことは「『よい』は『付随的』[……] な性質形容詞 (epithet) である」(LM: 131(173)、傍点引用者) という一節で、暗に示されている。したがって、付随性に基づけば、判定規準はいかなる個物にも言及しない仕方でも述べられるはずであるということが帰結する。例えば、私たちが (a) 「これはよい靴だなあ」と言うとして、仮に私たちが、この判断には「これこれのブランドの靴だから」という以上の規準はないと言い張るならば、価値判断の付随性に違反している。(a) は本来、(b) 「履き心地がよいから」といった規準に基づいているはずである⁽¹⁶⁾。

しかし、付随性を論拠とするこの議論からは、判定規準が個物に言及しないことはともかく、原則が個物に言及しないことまでは出てこない。(b) の規準を普遍的命令法の原則のかたちで表現すれば、それは例えば (c) 「私は、いつでも、履き心地のよい靴を選ぶようにすること」かもしれない。つまり、もっぱら自分の行為を導くための価値判断ならば、それが基づく原則

(15) 「付随性」の一般的な理解は、伊勢田 2008: 84 に詳しい。ただ、ヘアが言う付随性は、価値判断が普遍的な性質に付随するという性質だから、ヘアはこの性質について一般的に理解されるよりも多くを語っている。

(16) 後の議論との関係上、具体例は筆者自身で案出したが、ヘア自身の意図に反しないよう十分に配慮した。

は「私」という個物に言及している可能性がある。

ここで、第二の根拠をLMに見いだすことができる。第一段階の普遍化可能性の根拠として既に見たように、私たちの価値判断は、自分の行為ではなく、他人の行為を導くことを目的とする場合もある。その場合にはたしかに、原則の主語が普遍的でなければ言語行為として「不適切」⁽¹⁷⁾である。例えば、(a*)「この靴はよいですよ」と他人に勧めるとき、もし私たちが(c)に基づくなら、私たちは独り善がりだと言われ、適切な勧めだとは受け取られない。(a*)の勧めが適切であるためには、(d)「これこれの好みをもつ人は、誰でも、履き心地のよい靴を……」といった一切個物に言及しない原則に基づかなければならないはずである。そうすると残る問題は、他人の行為を導くことなど目的としない、もっぱら自分の行為を導くことだけを目的とするような価値判断の可能性である。

そこで、第三の根拠となるのが、〈原則の決定テーゼ〉である。第一節(三)で見たように、原則決定の目的は学ぶことであったから、このテーゼによれば、価値判断を下すことも学びを目的としていると言える。私たちが他人から原則を教わるができるということは、私たちが互いに原則を教えるということによっている。ここで、私たちが他人に教えることのできる原則は、私たち自身の原則に他ならない。ならば、教えるという目的のために、自分のために下す価値判断において原則を普遍化しておくことには理由がある。(a)の判断に基づく原則は、(a*)を言うことを予定した仕方であらかじめ普遍化されていなければならないのである。このように、価値判断を下すことが学びを目的としており、学ぶことが教えることを含む以上、私たちが下す価値判断は、常に同時に他人のためでもある⁽¹⁸⁾。

第三節をまとめる。LMにおいて普遍化可能性テーゼは、規準を与える

(17) オースティンの「適切性条件」の概念を用いたが(Austin 1962: 14-18(26-31))、ヘアは明示的にこの概念を用いているわけではない。なお、二人の哲学の密接な関係については佐藤 2012 に詳しい。

(18) ヘアの普遍化可能性と進化論との接合可能性を探る試みに、伊勢田 2012 がある。原則の決定を協動的な学びの一環と捉えるここでの考察も、そういった議論に新たな示唆を与えうる。

いう目的、価値判断の付随性、勧めの適切性条件、〈原則の決定テーゼ〉、の四つの根拠から導き出されている。したがって、普遍化可能性テーゼは〈原則の決定テーゼ〉と密接な関係にあると言うことが可能である。

第四節 引用符付きの使用にまつわる議論

本節では、LMで行われている価値語の「引用符付きの使用」にまつわる議論を整理し、この議論が〈原則の決定テーゼ〉の理論的帰結を論じており、同時に、このテーゼの理論動機である問題意識を論じていることを明らかにする。

ヘアは、価値語の「引用符付きの使用」と彼が呼ぶものを、次のような例で説明する(LM: 120-121(158-159))。18世紀では、誰かを自分の娘の夫として勧めるために「『適格な(eligible)』独身者」という価値語が使われ、その判定規準は「大きな不動産と称号をもっている」だった。しかし、この判定規準があまりに広く深く浸透したために、その記述的意味が固定化していき、その記述的意味だけを残して、娘の夫をめぐる実際の判定規準が変わっていった。ついには、「適格な」という語は、例えば「彼は確かに『適格』ですが……(娘を彼と結婚させたいとは思いません)」というようにもはや行為を導かない仕方ですら用いられるようになり、「その語の評価的意味を徐々に空白にしていく」(LM: 120(158))のである。このような使用は、価値判断が引用符の中に生じていると分析されるため、「引用符付きの使用(inverted-commas use)」と呼ばれる。

ヘアによれば、「このタイプの使用は、道徳的判断の論理にとって由々しいもの」(LM: 124-125(164)、傍点引用者)である。というのも、道徳的判断において価値語を引用符付きで使うとき、私たちは非自覚的であることが多く、そうした使用はヘアが「道徳の停滞と衰退」と呼ぶものを招く要因になりかねないのである。以下では、これがいかなる過程であるかについてのヘアの議論を見よう。

仮に、ある世代(「第一世代」と呼ぶ)が、親世代から非常によくできた道徳原則を受け継ぐとしよう。そのうえ、世界の状況も親世代のときとほとんど

ど変わらないとしよう。そのため第一世代は、伝統的道德原則に従っておけばいつでも満足のいく結果を得る(LM: 72(97))。そうするうちに彼らは、その原則を「普遍的命令法としてではなく、当たり前的事实として取り扱うように」(LM: 165(219))になってしまう。

こうした環境のせいで第一世代は、(A)「私はXを為すべきである」という価値判断をめぐって、次のような錯覚を容易に引き起こす。すなわち、(A)が(B)「親を含む社会の多くの人々が『Xを為すべきだ』と言う」と等値であるという錯覚である。けれども、(B)は、引用符付きの(A)を含んだ単なる記述文なのである。また彼らは、伝統的原則に従えなければ罪悪感を覚え、従えば気持ちが悪くなるため、(A)が(C)「『Xを為すべきだ』という感情が私にある」という記述文と等値だと錯覚することもある(LM: 165-170(218-225))。

(A)と、(B)(C)とが等値でないことは、伝統的原則を修正しなければならぬ機会に恵まれれば、明らかになるかもしれない。というのもそうした機会は、「皆が受け入れている規準に一致しないか、私たち自身の道徳的感情に一致しない価値判断」(LM: 168(222))を、私たちが取って下したいと望むような状況だからである。しかし、以上に述べたような背景から、第一世代はそのような状況に出会えない。

そうしてついに、第一世代が彼らの子供である第二世代を教えるときには、あたかも(A)と(B)(C)とが等値であるかのように教えるだろう。ところが不運にも、第二世代では世界の状況が大きく変わるとしよう。当然、第二世代は、伝統や感情に従っても望ましい結果にならないことに気づくだろう。第二世代は、伝統的な原則を修正するプロセスを今こそ必要としている。にもかかわらず、彼らは第一世代によって、このプロセスを行う言語的手段を奪われてしまっている。こうして、とうとう「彼らの道徳は根を失い、全く不安定なものになる」(LM: 72(97))のである。第二世代の大半の人々は、伝統的原則に見向きもせず、ますます「その日暮らし」になっていく。そして、少数の保守的な人々は、理由もなくただ伝統に執着するだけになるだろう(LM: 72-73(97-98))。以上のような一連の過程を、ヘアは「道徳の停滞と衰退(moral stagnation and decay)」と呼ぶのである(LM: 150

(197))。

以上を踏まえてヘアは、道徳の停滞と衰退の「治療策は、価値言語をそれが意図された目的のために使うことを学ぶことである」(*ibid.*)と述べる。価値判断を何気なく引用符付きで用いることは、特に第一世代のように恵まれた環境にあっては、その本来的使用を忘れる要因になりかねない。そして、それを忘れることは、原則の決定の仕方を忘れることでもある。それゆえ、本来的な価値判断の下し方を学ぶことは非常に大切なのである。

引用符付きの使用にまつわるこの一連の議論は、価値判断は私たちのもつ原則決定プロセスの言語的手段であるという〈原則の決定テーゼ〉に依拠しており、このテーゼの理論的帰結に他ならない。また、この議論はヘアの強い規範的問題意識そのものであり、〈原則の決定テーゼ〉の理論動機になっていることが見て取れる⁽¹⁹⁾。この問題意識が顕著に表れているのは次の一節である。「道徳的に大人になるということは、[……] 私たちが自分の決定によって受け入れ、自分のものにした規準や一連の原則に照らしてのみ『べき』文が検証されうるということを認識しながら、その使用を学ぶことである。このことは、現代の私たちの世代が非常に四苦八苦していることなのである」(LM: 77-78(104))。つまり、私たちが道徳的に完成できるのは、〈原則の決定テーゼ〉の認識のもとに、価値判断の下し方を学ぶとき、そのときのみなのである。ヘアはこの一節を、LMを締めくくる一節(LM: 196(260))でも繰り返しており、まさに、〈原則の決定テーゼ〉とそれを裏打ちする上記の問題意識がLMの中心に位置することを示している。

結 論

LMにおいて、原則の決定についての議論は、原則決定のプロセスを私たちがもつことを、実践的推論、行為論、本質的目的の観点から論じており、〈原則の決定テーゼ〉を支持するための議論として解釈できる(第一節)。価

(19) ヘアの倫理学説は、道徳原則の特定の内容にコミットしない点で相対主義的だと批判されてきた(Gewirth 1954: 228-229; Habermas 1983: 65(93))。しかし、ヘアのそうした理論的態度は、このような問題意識に基づいているからに他ならない。

価値語の意味にまつわる議論は、価値判断が原則決定の言語的手段であることを論じており、この議論もまた、〈原則の決定テーゼ〉を支持する議論として解釈できる(第二節)。普遍化可能性テーゼは、〈原則の決定テーゼ〉を含む四つの根拠から帰結しており、〈原則の決定テーゼ〉と密接な関係にあると言える(第三節)。引用符付きの使用にまつわる規範的議論は、〈原則の決定テーゼ〉の理論的帰結を論じており、同時に、このテーゼを裏打ちする問題意識を論じている(第四節)。以上から筆者は、〈原則の決定テーゼ〉が、LMの隠された中心的テーゼであると結論する⁽²⁰⁾。

『自由と理性』でヘアは、普遍化可能性の含意をさらに拡張し、原則に則った行為が影響を与えうるすべての関係者に一定の仕方で配慮した上でもなお、その原則に与えるのでなければ、価値判断は普遍的でない主張する。序論でも触れたように、この主張に対しては、普遍化はそうした他人に対する配慮を必ずしも含まないとの批判がなされてきた。しかしながら本稿で論じてきたように、価値判断が原則決定の言語的手段であり、原則の決定が「学び」という自分と他人の間での互恵的な営為の一環である以上、価値判断を下す思考には原理的に他人に対する配慮が介在しているのである。

また、一般的な理解では、ヘア倫理学の問題意識は一貫して、異なる理想や文化的背景に根ざす道德上の対立を解決することであったとされ(佐藤2012: 4)、たしかに後期になるにつれてその傾向は強まる。けれども、そのような問題意識は少なくともヘア倫理学の原点ではないというのが筆者の考えである。第四節に論じたように、最初の著作であるLMでの議論の根底にあるのは明らかに、私たちは自分の原則を自己の自由と責任において決定す

(20) 序論に述べた通り、LMの中心的テーゼがあくまで〈原則の決定テーゼ〉であると解される以上、LMにおける議論をフレーゲ=ゲーチ問題のみを理由として過去のものと思わずするのは性急であり、新たな議論の展開が十分に見込まれる。もっとも、第二節に見たように、〈原則の決定テーゼ〉が価値語の意味分析を一つの論拠としている以上、意味分析の誤りが〈原則の決定テーゼ〉を駄目にしないともかぎらない。しかし、筆者の見立てではそうはならない。仮にLMでの「よい」の意味分析を、例えば「発話者の決定する判定規準に基づいたときに、それを勧められる」といった真理条件的な分析(こうした分析の案に、Searle: 1962: 432)に修正したとしても、第二節に示した議論の本筋には影響しないだろう。

ることができ、またそうすべきだということである。筆者は、ヘアの倫理学をこうした「自律」を基底に据えたものとして解釈することではじめて、後期著作の傾向をも整合的に理解することが可能になると見ている。ともあれ、後期著作の解釈ならびにその倫理学説をめぐる論争に対してLMの内在的解釈がいかに貢献しうるかという問題は、次稿以降で論じるものとしたい。

文献目録

- Austin, J. L. (1962). *How to Do Things with Words*, Oxford U. P. 邦訳：J. L. オースティン（坂本百大訳）『言語と行為』大修館書店、1978年。
- Castañeda, H. N. (1963). “Imperatives, Decisions, and ‘Oughts’: A Logico-Metaphysical Investigation,” in H. N. Castañeda & G. Nakhnikian (Eds.) *Morality and the Language of Conduct*, Wayne State U. P., 219-299.
- Foot, P. (1958). “Moral Arguments,” *Mind*, 67(268), 502-513.
- Gewirth, A. (1954). “The Language of Morals by R. M. Hare,” *Ethics*, 64 (3), 226-229.
- Habermas, J. (1983). *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp. 邦訳：ユルゲン・ハーバマス（三島憲一ほか訳）『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、1991年。
- Hare, R. M. (1952). *The Language of Morals*, Oxford U. P. (In this paper cited as ‘LM’). 邦訳：R・M・ヘア（小泉仰＝大久保正健訳）『道徳の言語』勁草書房、1982年。引用文は、邦訳を大いに参考にしたが、基本的に原典に基づき筆者の判断と責任において訳した。
- (1955). “Universalisability,” *Proceedings of the Aristotelian Society*, New Series, 55, 295-312.
- (1963). *Freedom and Reason*, Oxford U. P. 邦訳：R・M・ヘア（山内友三郎訳）『自由と理性』理想社、1982年。
- Harman, G. (1977). *The Nature of Morality: An Introduction to Ethics*, Oxford U. P. 邦訳：ギルバート・ハーマン（大庭健＝宇佐美公生訳）『哲学的倫理学叙説：道徳の本性的自然主義的解明』産業図書、1988年。
- Kukathas, C. & Pettit, P. (1990). *Rawls: “A Theory of Justice” and its Critics*, Polity Press. 邦訳：チャンドラン・クカサス＝フィリップ・ペティット

- (山田八千子=嶋津格訳)『ロールズ：「正義論」とその批判者たち』、1996年。
- Mackie, J. L. (1990). *Ethics: Inventing Right and Wrong*, Penguin. (Original work published 1977). 邦訳：J. L. マッキー(加藤尚武監訳)『倫理学：道徳を創造する』哲書房、1990年。
- Nagel, T. (1988). “The Foundations of Impartiality,” in Seanor & Fotion (1988), 101-112.
- Schroeder, M. (2010). *Noncognitivism in Ethics*, Routledge.
- Seanor, D. & Fotion, N. (Eds.) (1988). *Hare and Critics: Essays on “Moral Thinking,”*Oxford. U. P.
- Searle, J. R. (1962). “Meaning and Speech Acts,” *The Philosophical Review*, 71(4), 423-432.
- Singer, P. (1988). “Reasoning towards Utilitarianism,” in Seanor & Fotion (1988), 147-159.
- Toulmin, S. (1954). “The Language of Morals,” *Philosophy*, 29(108), 65-69.
- 伊勢田哲治(2008)『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会。
- (2012)『倫理的に考える：倫理学の可能性をさぐる十の論考』勁草書房。
- 井上達夫(1986)「規範と法命題(二)：現代法哲学の基本問題への規範理論的接近」『國家學會雜誌』99、394-459。
- 内井惣七(1968)「ヘア(R. M. Hare)の分析的倫理学：命法および倫理言語の論理」『人文學報』25、99-124。
- (1974)「倫理判断の普遍化可能性について」『人文學報』38、19-39。
- (1994)「解説とあとがき」R・M・ヘア(内井惣七=山内友三郎監訳)『道徳的に考えること』勁草書房、343-362。
- 佐藤岳詩(2012)『R・M・ヘアの道徳哲学』勁草書房。
- 永井均(2003)『倫理とは何か：猫のインジヒトの挑戦』産業図書。
- 成田和信(1987)「道徳判断の普遍化可能性について：R. M. ヘアの議論を中心に」『哲學』84、27-50。
- 山内友三郎(1991)『相手の立場に立つ：ヘアの道徳哲学』勁草書房。

(本学大学院博士後期課程)